

保育料の多子世帯およびひとり親世帯への軽減について

【対象者は？】

- ① 年収が約360万円未満相当(※1)の多子世帯
 ○ 3号認定子ども(保育所):世帯の市町村民税所得割
合算額が57,700円未満



【軽減の内容は？】

① 多子世帯として判断する際の子どもの年齢を撤廃。

対象となる世帯(市町村民税額が基準額未満)	
認定区分	上限
3号認定(保育所)	年齢制限なし (生計同一者に限る)

- ② 年収が360万円未満相当(※1)のひとり親世帯等(※2)
 ○ 全ての認定子ども:世帯の市町村民税所得割
合算額が77,101円未満



② ひとり親世帯等への軽減措置

対象となる世帯(市町村民税額が基準額未満)	
第1子	3号認定:1/4額負担
第2子以降	無料

(※1)年収が360万円未満であっても市町村民税が基準額より高い場合は対象になりません。

(※2)ひとり親世帯等:母子家庭・父子家庭・両親のいない家庭・世帯内に障がい者のいる家庭

1号認定(教育認定)保育料

(幼稚園および認定こども園の1号認定者)

2・3号認定(保育認定)保育料

(認可保育所および認定こども園の2号3号認定者)

※ 年齢は4月1日現在のものが適用されます。

(注)令和元年10月からの無償化により、1号認定及び2号認定のうち3歳以上児、3歳未満児のうち市町村民税非課税世帯の子どもについては保育料は無償となっています。町保育料()の金額は、無償化前の保育料について参考として掲載しております。

階層区分	定義	町区分	国基準	町保育料
第1	生活保護世帯	A	0	0
第2	市町村民税非課税世帯(ひとり親・障がい者の世帯等)	B1	0	0
	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯)	B2	0	(3,000) ※第2子以降は0円
第3	市町村民税所得割	20,000円以下	C1	(6,300)
		20,001円以上 48,600円以下	C2	(8,300)
		48,601円以上 77,100円以下	C3	(10,100)
第4	市町村民税所得割	77,101円以上 144,000円以下	D1	(14,000)
		144,001円以上 211,200円以下	D2	(16,800)
第5	市町村民税所得割	D3	0	(22,000)

階層区分	定義	町区分	3歳未満児国基準		3歳未満児		3歳以上国基準		3歳以上児		
			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	
第1	生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2	市町村民税非課税世帯	ひとり親・障がい者の世帯等	B1	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他の世帯	B2	0	0	(9,000) ※第2子以降は0円	(8,800) ※第2子以降は0円	0	0	(6,000) ※第2子以降は0円	(5,800) ※第2子以降は0円
第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	C1			13,000	12,700			(9,500)	(9,300)	
		20,000円未満	C2	19,500 [9,000]	19,300 [9,000]	14,800	14,500	0	0	(11,400)	(11,200)
		20,000円以上 48,600円未満	C3			16,800	16,500			(13,300)	(13,000)
第4	市町村民税所得割	48,600円以上 65,000円未満	D1			19,900	19,500			(16,500)	(16,200)
		65,000円以上 80,000円未満	D2	30,000	29,600	25,700	25,200	0	0	(22,800)	(22,400)
		80,000円以上 97,000円未満	D3			30,000	29,400			(27,000)	(26,500)
第5	市町村民税所得割	97,000円以上 133,000円未満	D4	44,500	43,900	34,000	33,400	0	0	(31,600)	(31,000)
		133,000円以上 169,000円未満	D5			37,000	36,300			(34,000)	(33,400)
第6	市町村民税所得割	169,000円以上 235,000円未満	D6	61,000	60,100	40,000	39,300	0	0	(36,400)	(35,700)
		235,000円以上 301,000円未満	D7			41,000	40,300			(37,600)	(36,900)
第7	市町村民税所得割	D8	80,000	78,800	42,000	41,200	0	0	(39,600)	(38,900)	
第8	市町村民税所得割	D9	104,000	102,400	44,000	43,200	0	0	(41,600)	(40,800)	

【多子世帯軽減】

◇3号認定(保育所)はA階層からC3階層の方とD1階層の一部の方が対象になります。

【ひとり親世帯等軽減】

◇3号認定(保育所)はA階層からD1階層の方とD2階層の一部の方が対象になります。

上記以外の方は、軽減の取扱いにはなりません。

※2人以上の児童が入所している場合、2人目(弟、妹)の保育料はこの表の金額の4分の1となります。3人目以降は無料です。(1人目の児童が幼稚園等の場合も同様)